



茨城県からのお知らせです

浄化槽の法定検査を申し込んで下さい。

浄化槽の設置者(管理者)は、浄化槽法により浄化槽の保守点検や清掃に加え、毎年1回の水質検査(法定検査)が義務づけられています。

今般、法定検査を受検されていない方にこの文書を差し上げましたので、下記により1ヶ月以内に必ず受検の申込をされるようご案内いたします。

※受検しない場合、勧告・命令が出され、30万円以下の過料が科されることがあります。

《申込先》(公社)茨城県水質保全協会



(申込フォーム：協会HP)

同封のハガキ か インターネットで

こんな時は…

- 浄化槽の法定検査を受けているはずだけど…

「保守点検」かもしれません。「保守点検」と「法定検査」は別のもので、それぞれ実施する義務があります。詳しくは裏面をご覧ください。

- 浄化槽を使っていて、封筒の住所、宛名が異なる

市町村の浄化槽担当課へ「管理者変更報告書」を提出してください。

- 下水道に接続したなど、浄化槽を使っていません。

市町村の浄化槽担当課へ「廃止届」を提出してください。

お問い合わせ先

*このチラシに関して

茨城県環境政策課県央環境保全室

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6

☎：029-301-3044 (直通)

*廃止、氏名変更等の届出に関して

小美玉市下水道課

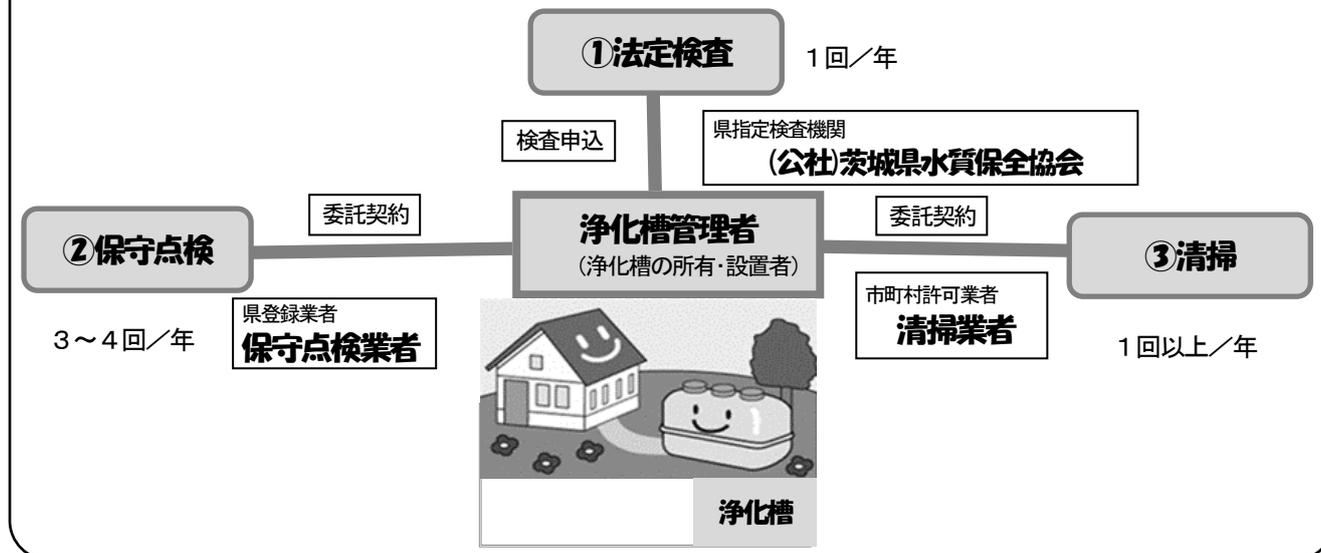
〒311-3492 小美玉市小川 4-11 (小川総合支所)

☎：0299-48-1111(代表)

*浄化槽法定検査に関して (公社)茨城県水質保全協会 ☎：029-291-4000

浄化槽の維持管理の仕組み

—— 維持管理の主役は、浄化槽管理者のあなたです。 ——



【よくある質問】

Q 保守点検や清掃を行っているのに、なぜ法定検査が必要なのか。

A 法定検査は、業者の行う保守点検や清掃とは別のもので、日頃のメンテナンスである保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽が正常に機能し、きれいな水が放流されているかを確認するものです。

Q 長年、浄化槽を使用しても法定検査の必要はなかった。なぜ今頃になって指導するのか。

A 文書による指導は以前から行っており、順番に通知しております。川や湖の汚れの原因は生活排水の影響が大きく、以前にも増して浄化槽の適正管理が重要になっていきますので、法定検査の受検をお願いいたします。

Q 検査申込後の法定検査の日程連絡はどのようになるか。

A 法定検査の実施日程は、(公社)茨城県水質保全協会が申込を受付後、往復はがきでご案内します。なお、申込後、数カ月をたっても案内がない場合は、(公社)茨城県水質保全協会までお問い合わせください。

Q 法定検査を受検しないと罰則はあるのか。

A 県が浄化槽法に基づき指導を行っても法定検査を受検せず、さらに、生活環境の保全及び公衆衛生上必要と判断する場合には、勧告・命令を行う場合があります。この命令に違反した場合は、罰則が設けられています。

【浄化槽法抜粋】

第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

第12条 略

第12条の2 都道府県知事は、第11条第1項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第11条第1項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第66条の2 第7条の2第3項又は第12条の2第3項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の過料に処する。